

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊監第219号

令和5年7月25日

懲戒処分の指針について（通達）

熊本県警察職員に対する懲戒処分については、「懲戒処分の指針の改正について（通達）」（令和2年6月1日付け警察庁丙人発第96号。以下「指針」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）等が制定され、本年7月13日から施行されたため、別添のとおり「懲戒処分の指針」が改正された。

本県警察にあっても改正指針を参考にして懲戒権を行使することとするため、各所属長にあっては、指針改正の周知徹底に努められたい。

なお、本通達の発出をもって、「懲戒処分の指針について（通達）」（令和2年6月2日付け熊監第145号）は廃止する。

※ 警察庁通達「懲戒処分の指針の改正について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。